大蓮小学校いじめ防止基本方針

東大阪市立大蓮小学校
令和7年4月

第1章 いじめ防止に関する考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。質の高い教育を受ける権利を全ての児童に保障する教育実践を行うため、最大の努力を惜しまない。

また、いじめは学校だけの問題ではなく、地域社会全体がいじめ防止に向けて、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要である。そのため、地域協働の活動を通じて、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要があり、そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切である。

いじめは児童の権利を奪う重大な人権事象であり、絶対に許さないという認識のもと、ここに大蓮小学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。「いじめ防止対策推進法より」

※「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の 者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係のある者を指す。

いじめには多様な態様があり、いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々ある。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があり、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければならない。

好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

ただし、「いじめ」であるため、学校のいじめ対策組織への情報共有は当然必要である。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合がある。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取ることが必要である。

具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

➢冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
➢仲間はずれ，集団による無視をされる
➢軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
➢ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
➢金品をたかられる
➢金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
➢嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
➢パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる　等

3　いじめ防止のための組織

（1）名称

「いじめ対策委員会」

（2）構成員

校長、教頭、首席、教務主任、生徒指導部長、養護教諭、子ども支援コーディネーター、
必要に応じて当該担任、人権教育担当、支援担、SC、SSW等
（状況に応じて、ブロックのいじめ不登校対策委員会のメンバー）

（3）役割

ア　学校いじめ防止基本方針の検討、策定	オ　年間計画の企画と実施
イ　いじめの未然防止	カ　年間計画進捗のチェック
ウ　いじめの対応	キ　各取組の有効性の検証
エ　教職員の資質向上のための校内研修	ク　学校いじめ防止基本方針の見直し

（4） 年間計画

	生活指導	安全	児童会・委員会
4 月	年間計画作成 学校生活規則の確認 いじめ防止基本方針の確認 『大蓮小学校のきまり』配布	防災計画作成 通学路確認	前期児童会選出 第 1 回前期委員会 1年生を迎える会 離任式・対面式 委員会（第1回）
5月	登校指導 元気アンケート 学級実態交流会		クラブ（第1回）
6月	非行防止教室	引き渡し訓練 避難訓練（不審者） 集団下校 交通安全教室	ユニセフ募金活動
7月	『夏休みのくらし』配布 スクリーニングシート記入		児童会あいさつ運動
8月			
9月	元気アンケート 学級実態交流会	880万人訓練	運動会の取り組み 夏休み作品展
10月			全校遠足 後期児童会選出 第1回後期委員会
11月		避難訓練（火災） 集団下校	
12月	冬休みの生活指導 『冬休みのくらし』配布		全校マラソンチャレンジ マラソン大会
1月	元気アンケート	避難訓練（地震） 集団下校	大蓮ランド 校内作品展
2月	学級実態交流会		児童会あいさつ運動 なかよし班大縄チャレンジ クラブ見学 クラブ（最終）
3月	春休みの生活指導 『春休みのくらし』配布 スクリーニングシート記入		委員会（最終） 6年生を送る会 愛ガードさん感謝の会

（5） 取り組み状況の把握と検証（PDCA）
・元気アンケートを用いて児童の様子について把握し、いじめの兆候をいち早く見つけ、的確にかかわり対応していく。
・毎月、問題行動調査を行い職員会議にて児童の様子を共有する。必要に応じていじめ対策委員会を開催する。適宜、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しを行う。
・問題発生時
【子ども・保護者対応】 ⇒ 【学年で情報共有】【管理職に報告・連絡・相談】 ⇒ 【子ども・保護者対応】
＊場合によって、ケース会議 いじめ対策委員会を開催する。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめ未然防止の観点が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人への育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について国民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

「校内体制」

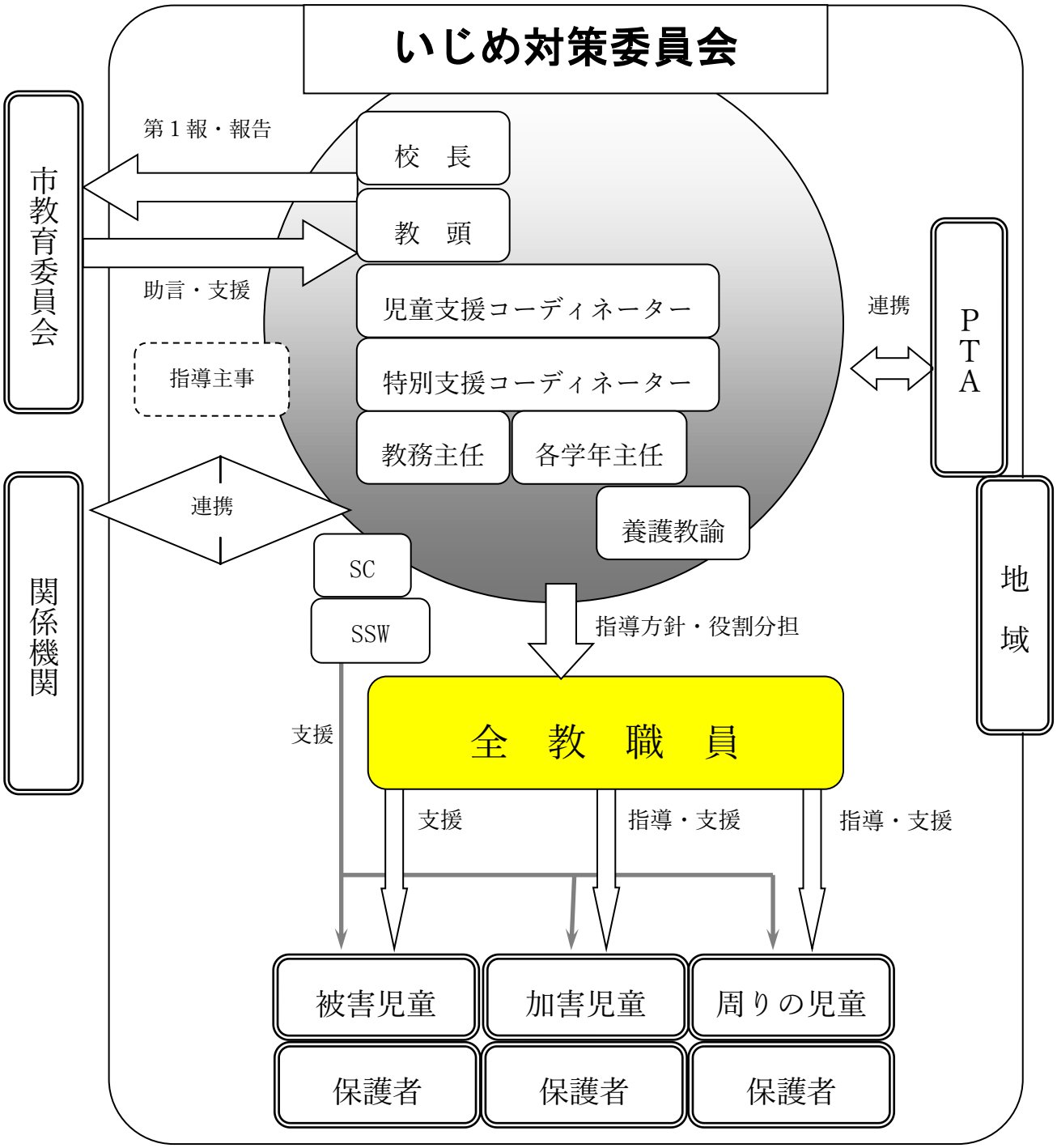

・いじめ対策委員会に属する者のうち、管理職と当該学級担任を含む3名以上が集まることで、いじめ対策委員会が成立することとする。

2 いじめ防止のための措置

(1)いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素より教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また、集会や学活で日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体で醸成していく必要がある。小さな事象に対してもこれはいじめなのかどうかを児童－教職員で話し合い、そして確認していくことが大切であると考えられる。

保護者、地域に対してもいじめに対して正しい認識と協力体制を整えるためには、PTA活動、地域教育協議会等の地域活動の機会を利用し啓発していかなければならない。いじめに対する学習会や、講演会を企画していくことも必要である。

(2)いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全般を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動や体験活動の推進により、児童の知識理解を養い、豊かな社会性を育む。また、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。更に、自他の意見の違いがあっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3)いじめが生まれる背景と指導上の注意

・いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりを進めていく。
・学級や学年の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
・ストレスを感じた場合でも、それを他にぶつけるのではなく、適切に対処できる力を育む。
・教職員の不適切な認識・言動や体罰が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることの無いよう、細心の注意を払う。
・発達等の障がいについて適切に理解した上で、児童の指導に当たる。

(4)自己有用感や自己肯定感を育む

・全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全般を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。
・家庭や地域にも協力を求め、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。
・自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
・自己有用感、自己肯定感については、発達段階に応じて適切な経験と学習によって身についていくものであることを踏まえ、小中連携を更に進めていく。

第3章　早期発見

1 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で現れることを認識する。たとえ、些細な兆候であっても、いじめの可能性を見逃すことなく、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

日頃より児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さない。また、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報の共有に努める。

暴力を伴わないいじめや特定のグループ内で行われるいじめについては、被害者の訴えがなかったり、いじめが見えにくくなったりして、発見・早期対応が難しくなるので注意深く対応する必要があることを認識する。

2 いじめの早期発見のための措置

（1）6年間を通して定期的なアンケートを実施する。（実態に合わせて随時改良を加える）
（2）保護者との連絡を密にし、児童の変化等を見逃さないようにする。
（3）児童やその保護者に、担任だけでなく、様々な相談窓口があることを周知する。
（4）休み時間、昼食時間、生活ノート、家庭訪問、個人面談等様々な手立てで児童理解を深め、いじめの早期発見に努める。

第4章　いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けた時の対応

(1)いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2)教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導主事に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3)事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4)被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5)いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、布施警察署、子ども家庭センターと相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに布施轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際には、児童の自尊感情を傷つけることのないよう留意する。また、個人情報の取り扱い、プライバシーには十分留意し対応する。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや守りたい秘密はきっちり守ることを伝える。出来る限り不安を除去し、態勢を整え、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

併せて、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人、教職員、家族等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことが出来るよう、必要に応じていじめた児童の別室指導や状況に応じて出席停止制度を活用し、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行うことが大切である。事実確認のためのアンケート等により得られた情報を適切に提供する。

4 加害児童への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

（2）事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

（3）いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

（1）いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

（2）いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

（1） ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

（2） 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や布施警察署等、外部機関と連携して対応する。

（3） また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること。
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（相当の期間とは少なくとも3か月を目安）

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

元気アンケート　（1・2・3年生）

みんなの「からだ」と「こころ」のようすを教えてください。

①～⑩の質問のあてはまる番号に○をつけましょう。

自分の名前は書いても書かなくてもいいです

年　　組　　名前（　　）

① 学校は楽しい。

1 楽しい 3 どちらかといえば楽しくない	2 どちらかといえば楽しい 4 楽しくない	1	2	3	4

② いろいろなことにやる気をもってできる。

1 できる 3 どちらかといえばできない	2 どちらかといえばできる 4 できない	1	2	3	4

③ じぶんの気持ちを話せる友だちがいる。

1 いる 3 どちらかといえばいない	2 どちらかといえばいる 4 いない	1	2	3	4

④ 夜9時までには寝る。

1 いつも9時までに寝る 3 ときどき、9時より遅く寝る	2 だいたい、9時までに寝る 4 いつも9時より遅く寝る	1	2	3	4

⑤ 夜、ぐっすりと寝られる。

1 ぐっすり寝られる 3 どちらかといえば寝られない	2 どちらかといえば寝られる 4 ぐっすり寝られない	1	2	3	4

※うらもあります。

⑥ 朝、きもちよくおきられる。

1 きもちよくおきられる 3 どちらかといえばおきらない	2 どちらかといえばおきられる 4 きもちよくおきられない	1	2	3	4

⑦ 学校でものがなくなったり、らくがきされることがある。

1 ある	2 ない	1	2		

⑧ このごろ学校で「いやだなぁ」と思うことがある。

1 ある 3 どちらかといえばない	2 どちらかといえばある 4 ない	1	2	3	4

⑨ このごろ、友だちがこまっているところを見たことがある。

1 ある 3 どちらかといえばない	2 どちらかといえばある 4 ない	1	2	3	4

⑩このごろ、友だちのことで「こまったこと」や「いやだなぁ」と思うことがある。

1 ある 3 どちらかといえばない	2 どちらかといえばある 4 ない	1	2	3	4

⑪ ⑦～⑩の質問でこまっていることや、他にも友だちやじぶんがこまっていることがあれば書いてください。

※何もなければ、学校で楽しかったこと、うれしかったこと、かなしかったことを書きましょう。

元気アンケート　（4・5年生）

皆さんの「体」と「心」の様子を教えてください。

①～⑪の質問のあてはまる番号に○をつけましょう。

自分の名前は書いても書かなくてもいいです

年　　組　　名前（　　）

① 学校は楽しい。

1 楽しい 3 どちらかといえば楽しくない	2 どちらかといえば楽しい 4 楽しくない	1	2	3	4

② 様々なことにやる気をもってできる。

1 できる 3 どちらかといえばできない	2 どちらかといえばできる 4 できない	1	2	3	4

③ 自分の気持ちを話せる友だちがいる。

1 いる 3 どちらかといえばいない	2 どちらかといえばいる 4 いない	1	2	3	4

④ 夜１０時までには寝る。

1 いつも１０時までに寝る 3 ときどき、１０時より遅く寝る	2 だいたい、１０時までに寝る 4 いつも１０時より遅く寝る	1	2	3	4

⑤ 夜、ぐっすりと寝られる。

1 ぐっすり寝られる 3 どちらかといえば寝られない	2 どちらかといえば寝られる 4 ぐっすり寝られない	1	2	3	4

※うらもあります。

⑥ 朝、きもちよくおきられる。

1 きもちよくおきられる 3 どちらかといえばおきらない	2 どちらかといえばおきられる 4 きもちよくおきられない	1	2	3	4

⑦ 学校で物が無くなったり、落書きされることがある。

1 ある	2 ない	1	2		

⑧ 最近、学校で「いやだなぁ」と思うことがある。

1 ある 3 どちらかといえばない	2 どちらかといえばある 4 ない	1	2	3	4

⑨ 最近、友だちがこまっているところを見たことがある。

1 ある 3 どちらかといえばない	2 どちらかといえばある 4 ない	1	2	3	4

⑩ 最近、友だちのことで悩んでいることはありませんか。

1 ある 3 どちらかといえばない	2 どちらかといえばある 4 ない	1	2	3	4

⑪ 最近、携帯電話（スマホ）のことでこまったり、友だちがこまったりするのを見たことがありますか。

1 ある 3 どちらかといえばない	2 どちらかといえばある 4 ない	1	2	3	4

⑫ ⑦～⑪の質問でこまっていることや、他にも友だちや自分がこまっていることがあれば書いてください。

※何もなければ、学校で楽しかったこと、うれしかったこと、かなしかったことを書きましょう。

元気アンケート　（６年生）

皆さんの「体」と「心」の様子を教えてください。

①～⑥の質問のあてはまる番号に○をつけましょう。

自分の名前は書いても書かなくてもいいです

年　　組　　名前（　　）

① 学校は楽しい。

1 楽しい 3 どちらかといえば楽しくない	2 どちらかといえば楽しい 4 楽しくない	1	2	3	4

② 様々なことにやる気をもってできる。

1 できる 3 どちらかといえばできない	2 どちらかといえばできる 4 できない	1	2	3	4

③ 自分の気持ちを話せる友だちがいる。

1 いる 3 どちらかといえばいない	2 どちらかといえばいる 4 いない	1	2	3	4

④ 夜１０時までには寝る。

1 いつも１０時までに寝る 3 ときどき、１０時より遅く寝る	2 だいたい、１０時までに寝る 4 いつも１０時より遅く寝る	1	2	3	4

⑤ 夜、ぐっすりと寝られる。

1 ぐっすり寝られる 3 どちらかといえば寝られない	2 どちらかといえば寝られる 4 ぐっすり寝られない	1	2	3	4

⑥ 朝、きもちよくおきられる。

1 きもちよくおきられる 3 どちらかといえばおきらない	2 どちらかといえばおきられる 4 きもちよくおきられない	1	2	3	4

長瀬中学校区いじめについてのアンケート

(小学６年生～中学生用)

自分の名前は書いても書かなくてもいいです

年　　組　　名前（　　）

◎このアンケートは、いじめの実態を把握するために４ヶ月に一度、６年間を通じて行います。皆さんが安心して学校生活を送れるようにするために、しっかり考えて回答してください。

１、学校生活は楽しいですか。
（ア） はい （イ） まあまあ （ウ） いいえ

２、今の学年になって、学級、クラブなど学校でいじめられたことがありますか。
（ア） はい （イ） いいえ　→(イ)の人は６番へ

３、どのようないじめにあいましたか。《複数回答可》
（ア） みんなに無視された
（イ） 仲間はずれにされた
（ウ） 冷やかされたり、からかわれたりした(からだのことや言葉づかいなど)
（エ） 自分のものをかくされたり、壊されたりした
（オ） お金やものを無理矢理とられた
（カ） 殴られたり、蹴られたり、暴力を受けた
（キ） 無理矢理何かをさせられた
（ク） インターネット上の掲示板などに、悪口を書かれた
（ケ） その他(　　)

４、いじめられた時あなたはどうしましたか。
（ア） 黙っていた　（イ） 友人に相談した
（ウ） 親に相談した　（エ） 兄弟姉妹に相談した
（オ） 先生に相談した　（カ） その他(　　)

５、今もいじめは続いていますか。
（ア） 続いている　（イ） 続いていない

６、今の学年になっていじめられている友人をみたことがありますか。
（ア） ある　（イ） ない　→(イ)の人は９番へ

７、どのようないじめをみましたか。《複数回答可》
（ア） みんなに無視された
（イ） 仲間はずれにされた
（ウ） 冷やかされたり、からかわれたりした(からだのことや言葉づかいなど)
（エ） 自分のものをかくされたり、壊されたりした
（オ） お金やものを無理矢理とられた
（カ） 殴られたり、蹴られたり、暴力を受けた
（キ） 無理矢理何かをさせられた
（ク） インターネット上の掲示板などに、悪口を書かれた
（ケ） その他(　　)

８、いじめをみた時あなたはどうしましたか。
（ア） 関わらなかった　（イ） 助けた、助けを求めた
（ウ） 加わった　（エ） はやし立てた
（オ） 見ていた

９、何か伝えたいことがあれば記入してください。何もなければ下記の文章を写してください。

○いじめとは、子どもが、ある子どもを心理的、物理的な影響を与える行為(インターネット等を通じて行われものを含む)であって、いじめられている子の心や体が傷ついたり、被害を受けて苦しんだりすることです。「普通これ位は平気なはず」「冗談のつもり」は言い訳になりません。その子が傷つけばいじめです。